

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十五日条例第六十八号

改正

平成二六年 三月二六日条例第五号

平成二七年 三月一六日条例第一六号

平成二八年 三月二二日条例第二二号

平成三〇年 三月二〇日条例第一七号

令和 三年 三月二二日条例第九号

令和 六年 三月一八日条例第一二号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 指定の申請者に関する事項（第四条）

第三章 訪問介護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条・第七条）

第三節 設備に関する基準（第八条）

第四節 運営に関する基準（第九条—第二十七条の二）

第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第二十七条の三・第二十七条の四）

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二十八条—第三十二条）

第四章 訪問入浴介護

第一節 基本方針（第三十三条）

第二節 人員に関する基準（第三十四条・第三十五条）

第三節 設備に関する基準（第三十六条）

第四節 運営に関する基準（第三十七条—第四十三条）

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条—第四十七条）

第五章 訪問看護

第一節 基本方針（第四十八条）

第二節 人員に関する基準（第四十九条・第五十条）

第三節 設備に関する基準（第五十一条）

第四節 運営に関する基準（第五十二条—第六十一条）

第六章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針（第六十二条）

第二節 人員に関する基準（第六十三条）

第三節 設備に関する基準（第六十四条）

第四節 運営に関する基準（第六十五条—第七十条）

第七章 居宅療養管理指導

第一節 基本方針（第七十一条）

第二節 人員に関する基準（第七十二条）

第三節 設備に関する基準（第七十三条）

第四節 運営に関する基準（第七十四条—第七十八条）

第八章 通所介護

第一節 基本方針（第七十九条）

第二節 人員に関する基準（第八十条・第八十一条）

第三節 設備に関する基準（第八十二条）

第四節 運営に関する基準（第八十三条—第九十条）

第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第九十一条—第一百五条）

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第一百六条—第一百九条）

第九章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針（第一百条）

第二節 人員に関する基準（第一百一十一条）

第三節 設備に関する基準（第一百十二条）

第四節 運営に関する基準（第一百十三条—第一百十八条）

第十章 短期入所生活介護

第一節 基本方針（第一百十九条）

第二節 人員に関する基準（第一百二十条・第一百二十一条）

第三節 設備に関する基準（第二百二十二条・第二百二十三条）

第四節 運営に関する基準（第二百二十四条—第二百三十四条）

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針（第二百三十五条・第二百三十六条）

第二款 設備に関する基準（第二百三十七条・第二百三十八条）

第三款 運営に関する基準（第二百三十九条—第二百四十五条）

第六節 共生型居宅サービスに関する基準（第二百四十五条の二・第二百四十五条の三）

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二百四十六条—第二百五十一条）

第十一章 短期入所療養介護

第一節 基本方針（第二百五十二条）

第二節 人員に関する基準（第二百五十三条）

第三節 設備に関する基準（第二百五十四条）

第四節 運営に関する基準（第二百五十五条—第二百六十四条）

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針（第二百六十五条・第二百六十六条）

第二款 設備に関する基準（第二百六十七条）

第三款 運営に関する基準（第二百六十八条—第二百七十四条）

第十二章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針（第二百七十五条）

第二節 人員に関する基準（第二百七十六条・第二百七十七条）

第三節 設備に関する基準（第二百七十八条）

第四節 運営に関する基準（第二百七十九条—第二百八十八条）

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針（第二百八十九条・第二百九十条）

第二款 人員に関する基準（第二百九十一条・第二百九十二条）

第三款 設備に関する基準（第二百九十三条）

第四款 運営に関する基準（第二百九十四条—第二百九十八条）

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針（第二百九十九条）

第二節 人員に関する基準（第二百条・第二百一条）

第三節 設備に関する基準（第二百二条）

第四節 運営に関する基準（第二百三条―第二百九条）

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二百十条・第二百十一条）

第十四章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針（第二百十二条）

第二節 人員に関する基準（第二百十三条・第二百十四条）

第三節 設備に関する基準（第二百十五条）

第四節 運営に関する基準（第二百十六条―第二百二十条）

第十五章 雑則（第二百二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）の指定の申請者に関する事項、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、共生型居宅サービスに関する基準並びに基準該当居宅サービスに関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 居宅サービス事業者 居宅サービス事業を行う者をいう。

二 利用料 居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

三 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

四 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

五 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

六 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二章 指定の申請者に関する事項

第四条 法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導に係る指定及び病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

第三章 訪問介護

第一節 基本方針

第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該サービス提供責任者の員数の一部については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、当該月の前三月の平均値とする。ただし、新規に指定訪問介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 4 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他規則で定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）の従業者の職務に従事することができる。
- 5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。
- 6 指定訪問介護事業者が、第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する

場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者又は管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

第八条 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が、第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に係る基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該指定訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合には、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十三条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている利用者に対しては、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録の内容を利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅において指定訪問介護を提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の交通費の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問介護の基本的取扱方針)

第十六条 指定訪問介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定訪問介護の目標を設定し、計画的に指定訪問介護を提供しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第十七条 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

六 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(訪問介護計画の作成)

第十八条 サービス提供責任者（第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十一条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 前項の訪問介護計画は、当該訪問介護計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等と同居している家族である利用者に対して訪問介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第二十条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供時に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十一条 指定訪問介護事業所の管理者は、指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節に規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

二の二 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

三 サービス担当者会議（指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。第百三十三条第二項において同じ。）の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、利用者に対する具体的な援助の目標及び内容を指示するとともに、利用者の状況に関する情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- 六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた訪問介護員等の業務の管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定訪問介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営についての重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十三条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第二十三条の三 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（秘密保持等）

第二十四条 指定訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第二十五条 指定訪問介護事業者並びにその従業者及び管理者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理等）

第二十六条 指定訪問介護事業者は、利用者に提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、利用者に提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 3 第一項の事故の損害のうち、指定訪問介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

（虐待の防止）

第二十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第二十七条の三 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百四十五条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二十七条の四 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第二十八条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）とし、その員数は、三以上とする。

- 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 基準該当訪問介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第二十九条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第三十条 基準該当訪問介護事業所には、基準該当訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と第二十八条第三項に規定する第一号訪問事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第三十一条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等と同居している家族である利用者に対して基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する基準該当訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該基準該当訪問介護が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する利用者に対して提供される場合

二 当該基準該当訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該基準該当訪問介護が、第二十八条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該基準該当訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該基準該当訪問介護が、当該基準該当訪問介護を提供する訪問介護員等の当該基準該当訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない範囲で行われる場合

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等に当該訪問介護員等と同居している家族である利用者に対して基準該当訪問介護を提供させる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条において準用する第十八条第一項の訪問介護計画の実施状況等を確認した結果、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三十二条 第一節及び第四節（第十五条第一項、第十九条、第二十三条並びに第二十六条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、

第十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第二十八条第二項」と、「第二十一条」とあるのは「第三十二条において準用する第二十一条」と読み替えるものとする。

第四章 訪問入浴介護

第一節 基本方針

第三十三条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第三十四条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上

二 介護職員 二以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者が、指定介護予防訪問入浴介護事業者（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三十三条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第三十二条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第三十三条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすとともに、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（管理者）

第三十五条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

第三十六条 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が、指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第三十五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第三十七条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅において指定訪問入浴介護を提供する場合の当該提供に要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

- 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本的取扱方針)

第三十八条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第三十九条 指定訪問入浴介護は、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

- 2 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。
- 3 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 訪問入浴介護従業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 7 指定訪問入浴介護事業者は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって指定訪問入浴介護の提供を行うものとし、これらの者のうち一人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者とするものとする。ただし、利用者の身体の状態が安定している場合その他入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 8 指定訪問入浴介護事業者は、サービスの提供に用いる設備、器具及びその他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具及びその他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用するものとする。

(緊急時等の対応)

第四十条 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供時に利用者に病状の急変が生じたとき
その他必要なときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた
協力医療機関（協力を得ることができる医療機関をいう。以下同じ。）への連絡を行うことその
他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第四十一条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及
び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に
行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節に規定す
る事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第四十二条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載
した指定訪問入浴介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他事業の運営についての重要事項

（準用）

第四十三条 第九条から第十四条まで及び第二十三条の二から第二十七条の二までの規定は、指定
訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」と
あるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第四十二条」と、第
二十三条の三第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の
設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第四十四条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 看護職員 一以上

二 介護職員 二以上

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第四十三条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、同項に規定する人員に関する基準を満たすとともに、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第四十五条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第四十六条 基準該当訪問入浴介護事業所には、基準該当訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、指定介護予防サービス等基準条例第四十五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(準用)

第四十七条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで(第二十六条第五項及び第六項を除く。)及び第三十三条並びに第四節(第三十七条第一項及び第四十三条を除く。)

の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第四十七条において準用する第四十二条」と、第二十三条の三第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第五章 訪問看護

第一節 基本方針

第四十八条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第四十九条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問看護の提供に当たる看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）は、当該指定訪問看護事業所が病院又は診療所以外のもの（以下「指定訪問看護ステーション」という。）である場合には、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、二・五以上

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

2 指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等は、当該指定訪問看護事業所が病院又は診療所であるもの（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）である場合には、看護職員とし、その員数は、適当数とする。

3 第一項第一号の看護職員のうち一人は、常勤の者でなければならない。

4 指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第四十七条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的

に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

- 5 指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合であって、法第七十八条の四第一項の規定により市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき看護職員の員数に関するものに限る。）を満たすとき（次項の規定により第一項第一号及び第二項に規定する基準を満たすものとみなされるときを除く。）は、第一項第一号及び第二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。
- 6 指定訪問看護事業者が、指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。）をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合であって、法第七十八条の四第一項の規定により市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号及び第二項に規定する基準を満たすものとみなされるときを除く。）は、第一項第一号及び第二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（管理者）

第五十条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。
- 3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。
- 4 第一項の管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 5 第一項の管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第五十一条 指定訪問看護ステーションには、指定訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室（利用申込みの受付、相談等のための設備を含む。）を設けなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、指定訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りる。

- 2 前項に定めるもののほか、指定訪問看護ステーションには、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護を担当する医療機関には、指定訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の当該事業の用に供する区画を設けるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 4 指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第五十条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第五十二条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（利用料等の受領）

第五十三条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額及び当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、当該指定訪問看護に相当する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条

第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅において指定訪問看護を提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の交通費の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本的取扱方針）

第五十四条 指定訪問看護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に指定訪問看護を提供しなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第五十五条 看護師等の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第五十七条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、当該利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うこと。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。

六 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

七 特殊な看護等については、これを行わないこと。

(主治の医師との関係)

第五十六条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が提供されるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって当該主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合には、第二項に規定する主治の医師の文書による指示並びに前項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、前二項の規定にかかわらず、診療録又はその他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第五十七条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

- 2 前項の訪問看護計画書は、当該訪問看護計画書に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その原案の主要な事項について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 7 指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合には、第一項の訪問看護計画書及び第五項の訪問看護報告書の作成については、第一項及び第五項の規定にかかわらず、診療記録への記載をもって代えることができる。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第五十八条 指定訪問看護事業者は、看護師等に当該看護師等と同居している家族である利用者に対して指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第五十九条 看護師等は、指定訪問看護の提供時に利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第六十条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定訪問看護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営についての重要事項

(準用)

第六十一条 第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第六十条」と読み替えるものとする。

第六章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針

第六十二条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第六十三条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）
一以上

2 前項第一号の医師は、常勤の者でなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第六十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第六十四条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業所には、指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第六十五条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額及び当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち当該指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅において指定訪問リハビリテーションを提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本的取扱方針)

第六十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定訪問リハビリテーションの目標を設定し、計画的に指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十七条 指定訪問リハビリテーションは、理学療法士等が行うものとし、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

六 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者ごとに、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

七 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレ

ビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第六十八条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 前項の訪問リハビリテーション計画は、当該訪問リハビリテーション計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第六十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定訪問リハビリテーションの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他事業の運営についての重要事項

(準用)

第七十条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

第七章 居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第七十一条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第七十二条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）は、当該指定居宅療養管理指導事業所が病院又は診療所である場合には、医師又は歯科医師及び薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士とし、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者が、指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所が薬局である場合には、薬剤師とする。

- 3 指定居宅療養管理指導事業者が、指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第六十八条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第七十三条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものでなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業所には、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者が、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第七十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額及び当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち当該指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本的取扱方針)

第七十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十六条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導等の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握しつつ、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言に際しては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
- 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- 六 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

七 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

八 前号の規定によるサービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付すること。

九 指定居宅療養管理指導を提供した際に、利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切な方法により行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供すること。

六 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

七 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

九 指定居宅療養管理指導を提供した際に、利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

六 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(運営規程)

第七十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる指定居宅療養管理指導の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他事業の運営についての重要事項

(準用)

第七十八条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第七十七条」と読み替えるものとする。

第八章 通所介護

第一節 基本方針

第七十九条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第八十条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定通所介護の提供に当たる従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数
- 二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員の員数が一以上確保されるために必要な数
- 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が、法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業の事業を同一の事業所に

において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えて得た数以上確保されるために必要な数

四 機能訓練指導員 一以上

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前三項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者でなければならない。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の従業者の職務に従事することができるものとする。
- 7 第一項の生活相談員又は介護職員のうちいずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される指定通所介護事業所については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 9 指定通所介護事業者が、第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（管理者）

第八十一条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。

- 3 第一項の管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

第八十二条 指定通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等並びに消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができる。

ロ 食堂及び機能訓練室の合計した面積（食堂及び機能訓練室を同一の場所とする場合にあっては、当該同一の場所の面積）は、三平方メートルに利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

二 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第一項に定める設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始時に知事に届け出るものとする。
- 5 指定通所介護事業者が、第八十条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第八十三条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該便宜を受けた利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本的取扱方針)

第八十四条 指定通所介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定通所介護の目標を設定し、計画的に指定通所介護を提供しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第八十五条 指定通所介護は、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者に機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 7 指定通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、生活に関する相談又は援助等の生活指導及び機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
- 8 指定通所介護事業者は、必要に応じて、認知症である利用者に対して、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えるものとする。

(通所介護計画の作成)

第八十六条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 前項の通所介護計画は、当該通所介護計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(運営規程)

第八十七条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定通所介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所介護の利用定員
- 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営についての重要事項
(研修の機会の確保等)

第八十七条の二 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第八十八条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第八十九条 指定通所介護事業者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第八十九条の二 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第八十九条の三 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

- 3 第一項の事故の損害のうち、指定通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

- 4 指定通所介護事業者は、第八十二条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第八十七条」と、同条、第二十条、第二十三条の二

第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第九十一条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百三十条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第百三十条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第六十九条に規定する指

定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第二百十九条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第二百三十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十二条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第四十一条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条第四項並びに前節（第九十条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程（第八十七条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条、第二十三条の二第二項、第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第八十二条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第八十五条第三項、第八十六条第五項、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第九十三条から第百五条まで 削除

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者）

第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員の員数が一以上確保されるために必要な数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が、基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えて得た数以上確保されるために必要な数

四 機能訓練指導員 一以上

- 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所における他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前三項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者でなければならない。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該基準該当通所介護事業所の他の従業者の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、市町村の定める当該第一号通所

事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第一百七条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第一百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務及び連絡のための場所を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができる。

ロ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所の合計した面積（食事を行う場所と機能訓練を行う場所を同一の場所とする場合にあっては、当該同一の場所の面積）は、三平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

二 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に定める設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業と第百六条第一項第三号に規定する第一号通所事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、市町村の定める当該第

一号通所事業（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年広島県条例第十六号）第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準条例第九十条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすものに限る。）の設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（準用）

第百九条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで（第二十六条第五項及び第六項を除く。）、第二十七条の二、第四十一条、第七十九条及び第四節（第八十三条第一項及び第九十条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第百九条において準用する第八十七条」と、同条、第二十条、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第八十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針

第百十条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第九十二条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業所における指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合にあっては当該指定通所リハビリテーションの提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されること。

ロ イに規定する通所リハビリテーション従業者のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上確保されること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき前項第二号に規定する通所リハビリテーション従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されること。

二 前号に規定する通所リハビリテーション従業者のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師の員数が、常勤換算方法で、 $\text{〇} \cdot \text{一}$ 以上確保されること。

- 3 第一項第一号の医師は、常勤の者でなければならない。
- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 5 指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第百十二条 指定通所リハビリテーション事業所には、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、その面積が三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上の広さを有するものを設けなければならない。この場合において、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、当該専用の部屋等の面積として利用者のために確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を算入するものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所には、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
- 3 指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十四条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本的取扱方針）

第百十三条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 指定通所リハビリテーションは、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

3 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

4 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

7 指定通所リハビリテーション事業者は、必要に応じて、認知症である利用者に対して、その特性に対応した指定通所リハビリテーションの提供ができる体制を整えるものとする。

8 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百十五条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、利用者の診療又は

運動機能の検査、作業能力の検査等の結果をもとに、共同して、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 前項の通所リハビリテーション計画は、当該通所リハビリテーション計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
- 5 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十八条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者等の責務）

第百十六条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要に応じて管理の代行をさせることができる。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者（前項の規定により管理を代行する者を含む。）は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節に規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第百十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定通所リハビリテーションの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所リハビリテーションの利用定員
- 五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営についての重要事項

(衛生管理等)

第百十七条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第百十八条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第八十三条及び第八十七条の二から第八十九条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第百十七条」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所生活介護

第一節 基本方針

第百十九条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百二十条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 医師 一以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
- 四 栄養士 一以上
- 五 機能訓練指導員 一以上
- 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第

百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

- 3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、これらの短期入所生活介護従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。
- 4 第一項の利用者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に指定短期入所生活介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護老人保健施設基準条例、介護医療院基準条例、この条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）、指定介護予防サービス等基準条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）又は法第七十八条の四第一項の規定

による市町の条例（地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

- 6 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、生活相談員を常勤で配置しないことができる。
- 7 第一項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 8 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。
- 9 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者でなければならない。
- 10 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の従業者の職務に従事することができるものとする。
- 11 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の医師を置かないことができる。
- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 13 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第二百十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

(利用定員)

第二百二十二条 指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、二十人以上とする。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第二百十条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合には、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百三十七条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合は、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の数を上限とする。

4 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百四条第一項から第三項までに規定する利用定員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二百二十三条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつて

は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 居室、静養室その他の利用者が日常生活を営む場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第三百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第三百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（指定短期入所生活介護事業者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。以下同じ。）を整備すること。

三 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であって、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のうちいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物については、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災の際の利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第二百二十条の規定により置くべき短期入所生活介護従業者の員数を超える員数の短期入所生活介護従業者を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備（第一号に規定する居室にあつては、指定短期入所生活介護の事業の専用のものに限る。）を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第二号から第四号まで、第七号、第九号及び第十二号から第十五号までに掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面設備
- 七 医務室
- 八 静養室
- 九 面談室
- 十 介護職員室
- 十一 看護職員室
- 十二 調理室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室

4 併設事業所の場合には、前項の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第百二十条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。

二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができる。

ロ 食堂及び機能訓練室の合計した面積（食堂及び機能訓練室を同一の場所とする場合にあっては、当該同一の場所の面積）は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

三 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

四 便所 要介護者の使用に適したものとすること。

五 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造及び設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けること。

五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百五条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、

短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、サービス内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第二百五条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の終了後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、利用者に対し、提供の開始前から終了に至るまで必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第二百六条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定

により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(知事が定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該便宜を受けた利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（短期入所生活介護計画の作成）

第二百二十八条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の終了後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 前項の短期入所生活介護計画は、当該短期入所生活介護計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第二百二十九条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(機能訓練)

第百三十条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第百三十一条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供時に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第百三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定短期入所生活介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所が第百二十条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合は、第三号に規定する利用定員の記載を要しない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域（当該事業所が通常時に利用者の送迎を行う地域をいう。以下同じ。）
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第百三十三条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第百二十条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合において、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百三十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(準用)

第百三十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条及び第八十九条の二の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二並

びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第百三十五条 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、指定短期入所生活介護事業所の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百三十六条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百三十七条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 一 ユニット、浴室その他の利用者が日常生活を営む設備（以下「ユニット等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 ユニット等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百四十五条において準用する第百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百四十五条において準用する第百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（ユニット型指定短期入所生活介護事業者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。

三 ユニット等（ユニットを除く。）を地階に設けている場合であつて、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物については、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災の際の利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第百二十条の規定により置くべき短期入所生活介護従業者の員数を超える員数の短期入所生活介護従業者を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、第二号から第七号までに掲げる設備を設けないことができる。

一 ユニット

- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）については、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第一百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準条例第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

一 ユニット

イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第一百二十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第一百十八条に規定するユ

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百四十四条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者の使用に適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者の使用に適したものとすること。

二 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造及び設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(準用)

第百三十八条 第百二十二条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百三十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払いを受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活

介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(知事が定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該便宜を受けた利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百四十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮して指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しつつ、適切に指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第百四十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを援助するよう、利用者の心身の状況等に応じ適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、日常生活における家事を、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的にも快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
(運営規程)

第百四十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載したユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。ただし、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が、第百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合には、第三号に規定する利用定員及び第四号に規定するユニットの数及びユニットごとの利用定員の記載を要しない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員
- 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営についての重要事項
(勤務体制の確保等)

第百四十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第百四十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型特別養護老人ホームの入所者とみなした場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第百四十五条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十二条の二及び第二百三十四条（第八十七条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条第一項中「第二百三十二条」とあるのは「第二百四十二条」と読み替えるものとする。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第百四十五条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十五条の三 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第八十九条の二、第百十九条及び第二百一十一条並びに第四節（第二百三十四条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」

と、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第二百二十四条中「第三百三十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第二百二十七条第三項、第二百二十八条第一項及び第三百三十一条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十六条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(従業者)

第百四十七条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 生活相談員 一以上

二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が、基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百三十条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における基準該

当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第四百十九条において同じ。) の数が三又はその端数を増すごとに一以上

三 栄養士 一以上

四 機能訓練指導員 一以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第二号の利用者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者でなければならない。

4 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の従業者の職務に従事することができるものとする。

5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律、この条例（指定通所介護事業所に係る部分に限る。）及び法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例（指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る部分に限る。）に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、指定介護予防サービス等基準条例第百三十一条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第四百四十八条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(利用定員)

第百四十九条 基準該当短期入所生活介護事業所の利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は二十人未満とする。

- 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、指定介護予防サービス等基準条例第百三十三条第一項に規定する利用定員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第百五十条 基準該当短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備（第一号に規定する居室にあつては、基準該当短期入所生活介護の事業の専用のものに限る。）を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第二号から第九号までに掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面所
- 七 静養室
- 八 面接室
- 九 介護職員室

- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- 一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとすること。

- 二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができる。

ロ 食堂及び機能訓練室の合計した面積（食堂及び機能訓練室を同一の場所とする場合にあっては、当該同一の場所の面積）は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

三 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、指定介護予防サービス等基準条例第百三十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（準用）

第百五十一条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで（第二十六条第五項及び第六項を除く。）、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第八十九条の二及び第百十九条並びに第四節（第百二十六条第一項及び第百三十四条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二及び第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第十一章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

第百五十二条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下におけ

る介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百三十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第百三十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百六十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、前項の指定短期入所療養介護事業所については、夜間における緊急連絡体制を整備するとともに、夜間において看護職員又は介護職員を一人以上配置しなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。
- 6 指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十七条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第三十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。）を有すること。

二 削除

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 次のイ、ロ及びハに掲げる基準を満たすこと。

イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ロ 浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百六十七条及び第百七十三条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

- 2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所については、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（対象者）

第百五十五条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第百五十六条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室及び病室（以下この章において「療養室等」という。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該便宜を受けた利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第百五十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して指定短期入所療養介護を提供しなければならない。

- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（短期入所療養介護計画の作成）

第百五十八条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の終了後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、指定短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 前項の短期入所療養介護計画は、当該短期入所療養介護計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第百五十九条 指定短期入所療養介護事業所における医師の診療の方針は、次に掲げるところによる。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切に行うものとする。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も期待できるよう適切な指導を行うものとする。

三 常に利用者の病状、心身の状況、日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、知事が定めるもののほか行わないこと。

六 知事が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。

七 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。

(機能訓練)

第百六十条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百六十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(運営規程)

第百六十二条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定短期入所療養介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 サービスの利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第百六十三条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じて、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第百十七条の二、第二百二十四条、第二百五条第二項及び第百三十三条の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百十七条の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従事者」と、第二百二十四条中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第百六十五条 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百六十六条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを

支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

第百六十七条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

イ ユニット

（１）病室

（一）一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

（二）病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

（三）一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（一）ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

（四）ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

（２）共同生活室

（一）共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（二）一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（三）必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(三) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第九条第二項において準用する病院等基準条例第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百五十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百五十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百五十二条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第百六十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該便宜を受けた利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第百六十九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして短期入所療養介護を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して指定短期入所療養介護を提供しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮して短期入所療養介護を提供しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しつつ、適切に指定短期入所療養介護を提供しなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

- 第七十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、日常生活における家事を、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的にも快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(運営規程)

第一百七十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載したユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 サービスの利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営についての重要事項

(勤務体制の確保等)

第一百七十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第七十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第七十四条 第二百五十五条、第二百五十八条から第六十条まで及び第六十四条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六十四条中「第六十二条」とあるのは「第七十一条」と読み替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針

第百七十五条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定特定施設（特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 次のイ及びロに掲げる基準を満たす数以上

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 看護職員の員数は、次に掲げるとおりとすること。

（1）利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

（2）利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項第二号の介護職員を常時一人以上指定特定施設入居者生活介護に従事させなければならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百六十一条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百六十一条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の施設において一体的に運営する場合については、第一項の規定にかかわらず、当該施設に置くべき特定施設従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上
- 二 看護職員又は介護職員 次のイ及びロに掲げる基準を満たすことができる数以上
- イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ロ 看護職員の員数は次に掲げるとおりとすること。
- （１） 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- （２） 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 三 機能訓練指導員 一以上
- 四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）
- 4 前項の場合に該当する指定特定施設入居者生活介護事業者は、第二項の規定にかかわらず、前項第二号の介護職員を常時一人以上指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に従事させなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
- 5 第一項及び第三項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 6 第一項第一号（第三項の場合にあつては、同項第一号）の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

- 7 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号（第三項の場合にあっては、同項第三号）の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。
- 9 第一項第三号（第三項の場合にあっては、同項第三号）の機能訓練指導員は、当該特定施設における他の従業者の職務に従事することができるものとする。
- 10 第一項第四号（第三項の場合にあっては、同項第四号）の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第三項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第三項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の従業者の職務に従事することができる。
- 11 第三項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤の者であれば足りる。
- 12 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第三項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。
- 一 第百八十八条において準用する第百三十三条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- イ 利用者の安全及びケアの質の確保
- ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ハ 緊急時の体制整備
- ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- ホ 特定施設従業者に対する研修
- 二 介護機器を複数種類活用していること。
- 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第百七十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

第百七十八条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物については、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災の際の利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第百七十六条の規定により置くべき特定施設従業者の数を超える数の特定施設従業者を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設には、一時介護室（指定特定施設入居者生活介護のうち居室において提供するサービスを利用者の居室において適切に提供できない場合に、一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けなければならない。ただし、他に指定特定施設入居者生活介護のうち居室において提供するサービスを適切に提供できる部屋が確保できる場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行

うために適当な広さを有する場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

- 4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。

ハ 地階に設けないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

- 6 指定特定施設には、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。

- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造又は設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。

- 8 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を同一の施設において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百六十四条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第百七十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者若しくは入居申込者（以下「入居者等」という。）又はこれらの家族から指定特定施設入居者生活介護の提供の申込みがあった場合には、あらかじめこれらの者に対し、第百八十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合については、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続の内容をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第百八十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定 特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要な指定特定施設入居者生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第百八十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第百八十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生

活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該便宜を受けた利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第百八十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。

3 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（特定施設サービス計画の作成）

- 第百八十四条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及び当該目標の達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を記載した特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
 - 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者につ

いての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第百八十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴することが困難な利用者に対し、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(運営規程)

第百八十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事項を記載した指定特定施設入居者生活介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営についての重要事項

(協力医療機関等)

第百八十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（協力を得ることができる歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（準用）

第百八十八条 第十二条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十条、第四十一条、第八十九条、第八十九条の二、第百三十条及び第百三十三条の二の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第百八十九条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、指定特定施設入居者生活介護事業者が行う特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設入居者生活介護事業者の委託を受けた事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百九十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態になった場合でも、利用者が、指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者)

第百九十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上
- 三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百七十八条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定

を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第一百七十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の施設において一体的に運営する場合には、当該施設に置くべき外部サービス利用型特定施設従業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上
- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
- 三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常時一人以上の指定特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。以下この節において同じ。）を当該指定特定施設に配置しなければならない。ただし、宿直時間帯については、この限りでない。

5 第一項第一号（第二項の場合にあつては、同項第一号）の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の従業者の職務に従事することができる。

6 第一項第三号（第二項の場合にあつては、同項第三号。次項において同じ。）の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものでなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の従業者の職務に従事することができる。

7 第一項第三号の計画作成担当者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

(管理者)

第百九十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三款 設備に関する基準

第百九十三条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物については、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災の際の利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第百九十一条の規定により置くべき外部サービス利用型特定施設従業者の員数を超える員数の外部サービス利用型特定施設従業者を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができる。

4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。

- ハ 地階に設けないこと。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 非常時の通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 - 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること。
 - 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定特定施設には、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造及び設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を同一の施設において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百八十一条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第百九十四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等又はその家族から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の申込みがあった場合には、あらかじめこれらの者に対し、第百九十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者の名称、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他の入居者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約（養護老人ホームに入居する場合にあっては、入居に関する契約を除く。）を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合には、利用者が他の居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続の内容をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(受託居宅サービスの提供)

第百九十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合には、当該受託居宅サービスを提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に報告させなければならない。

(運営規程)

第百九十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事項を記載した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営についての重要事項

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百九十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託するときは、その契約を、受託居宅サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十九条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護及び指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項の規定による契約の締結方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービスの種類のうち前項に規定するもの以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項の規定による契約の締結方法により、受託居宅サービス事業者とこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービスの種類のうち指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する場合には、その契約を、指定特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において当該受託居宅サービスが提供されるものとしなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し、受託居宅サービスに係る業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(準用)

第百九十八条 第十二条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十条、第四十一条、第八十九条、第八十九条の二及び第百八十条から第百八十四条まで並びに第百八十七条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十四条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百八十一条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

第百九十九条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第二百条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が、次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

一 第二百十三條第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 第二百十三條第一項

二 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百八十九条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第百八十九条第一項

三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項

（管理者）

第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業員及び管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

第二百二条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管のために必要な設備及び福祉用具の消毒のために必要な器材並びに指定福祉用具貸与の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、福祉用具の保管のために必要な設備又は福祉用具の消毒のために必要な器材を有しないことができる。

2 前項本文の福祉用具の保管のために必要な設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 清潔であること。

二 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分して保管することが可能であること。

3 第一項本文の福祉用具の消毒のために必要な器材の基準は、当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有することとする。

4 指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防サービス等基準条例第百八十八条に規定する指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百九十一条第一項から第三

項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、当該提供を受けた利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又は一部の支払がなく、当該期日後の支払の請求に当該利用者が正当な理由なく応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を適切な方法により回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本的取扱方針)

第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、指定福祉用具貸与の目標を設定し、計画的に指定福祉用具貸与を提供しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五条 福祉用具専門相談員が行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより提供するものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報が記載された目録等の文書を示してこれらの情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該福祉用具貸与計画に係る利用者の同意を得ること。
- 二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行うこと。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 五 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要に応じて、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- 八 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合に指定福祉用具貸与が必要な理由が、当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員が必要に応じて指定福祉

用具貸与を継続する必要性を検討した結果、継続を必要とする場合にその理由が、当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じること。

九 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者に第二百十二条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十九条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして当該福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2 前項の福祉用具貸与計画は、当該福祉用具貸与計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(運営規程)

第二百七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定福祉用具貸与の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う福祉用具の種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他事業の運営についての重要事項

(福祉用具の取扱種目)

第二百八条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第二百八条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(準用)

第二百九条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条及び第八十七条の二第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百七条」と、同条、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、

第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百十条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で二以上とする。

- 2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第百九十九条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（準用）

第二百十一条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条、第二十五条から第二十七条の二まで（第二十六条第五項及び第六項を除く。）、第四十一条、第八十七条の二第二項、第百九十九条、第二百一条及び第二百二条並びに第四節（第二百三条第一項及び第二百九条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百七条」と、同条、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針

第二百十二条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定

福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第二百十三条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が、次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該各号に掲げる事業者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

一 指定福祉用具貸与事業者 第二百条第一項

二 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第百八十九条第一項

三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項

(管理者)

第二百十四条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

第二百十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が、指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第二百一条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百四条

第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第二百十六条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録の内容を当該利用者に提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第二百十七条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に規定する販売費用の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百十八条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等を記載した目録等の文書を示してこれらの情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得ること。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項

に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行うこと。

四 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

八 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる際に、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百十九条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者に指定福祉用具貸与の利用があるときは、第二百六条第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 前項の特定福祉用具販売計画は、当該特定福祉用具販売計画に係る利用者について既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(準用)

第二百二十条 第九条から第十三条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二第二項、第二百四条、第二百七条及び第二百八条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百二十条において準用する第二百七条」と、同条、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第一号及び第三号並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第二十三条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四条、第二百七条及び第二百八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第二百四条中「貸与」とあるのは「販売」と、第二百七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第十五章 雑則

第二百二十一条 この条例で定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当居宅サービスに関する基準に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日前において既に存していた老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。附則第十一条において同じ。）の用に供する施設（専ら当該老人短期入所事業の用に供するものに限る。附則第十一条において同じ。）又は老人短期入所施設（旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。附則第十一条において同じ。）（同日においてこれらの施設のうち基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第十一条において同じ。）については、第百二十三条第六項第一号イ及びロ、第二号並びに第七項の規定は適用しない。

第三条 平成十三年三月一日前において既に医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百一十一号）による改正前の医療法第七条第一項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日において現に存したもの（同日において基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存病院建物」という。）であって、同日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けていないものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の食堂及び浴室の基準については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けなければならないこととする。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならない。

第四条 既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存病院建物として使用されているもののうち、療養病床に係る一の病室の病床数が四床を上回るものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る一の病室の病床数については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、四床以下としなければならない。

第五条 既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存病院建物として使用されているもののうち、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル未満であるものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る病室の床面積については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

第六条 既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存病院建物として使用されているもののうち、機能訓練室の床面積が、内法による測定で、四十平方メートル未満であるものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第七条 平成十三年三月一日前において既に開設されていた診療所の建物（同日において現に存したもの（同日において基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存診療所建物」という。）であって、同日

以後引き続き当該既存診療所建物として使用されているもののうち、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けていないものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の食堂及び浴室の基準については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けなければならないこととする。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

第八条 既存診療所建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存診療所建物として使用されているもののうち、療養病床に係る一の病室の病床数が四床を上回るものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る一の病室の病床数については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、四床以下としなければならない。

第九条 既存診療所建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存診療所建物として使用されているもののうち、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル未満であるものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る病室の床面積については、第百五十四条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

第十条 平成十一年三月三十一日前において既に存していた有料老人ホームであって、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が定めるものについては、この条例の第百七十八条第三項又は第百九十三条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。）（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。

二 入所定員が五十人未満であること。

三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。

四 入所者から利用料、第百八十二条第三項各号に規定する費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。

第十一条 平成十二年四月一日前において既に存していた老人短期入所事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日においてこれらの施設のうち基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第百五十条第二項第一号イ及びロ並びに第二号の規定は、適用しない。

第十二条 平成十八年四月一日前において既に存していた養護老人ホーム（同日において建築中であったものを含む。）については、第百九十三条第四項第一号イの規定は、適用しない。

第十三条 平成十五年四月一日以前において既に存していた指定短期入所生活介護事業所（同日において建築中であったものであって、同日後に指定短期入所生活介護事業所となったものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、平成二十三年九月一日前に事業所の一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット型短期入所生活介護事業所」という。）であったもの（同日において現に改修、改築又は増築中であった平成十五年前指定短期入所生活介護事業所（第百三十七条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）であって、同日後に一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなったものを含む。）については、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

第十四条 平成十七年十月一日以前において既に存していた指定短期入所療養介護事業所（同日において建築中のものであって、同日後に指定短期入所療養介護事業所となったものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であって、平成二十三年九月一日前に事業所の一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型短期入所療養介護事業所」という。）であったもの（同日において現に改修、改築又は増築中であった平成十七年前指定短期入所療養介護事業所（第百六十七条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日後に一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなったものを含む。）については、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

第十五条 平成二十三年九月一日前において既に一部ユニット型指定介護老人福祉施設（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第九号）附則第十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設されていた指定短期入所生活介護事業所であって、同日以後に、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を受けたことにより、当該指定短期入所生活介護事業所の入所定員が当該地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第二百二十二条第三項の規定は、適用しない。

第十六条 平成二十三年九月一日前において既に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に併設されていた指定短期入所生活介護事業所であって、同日以後に、当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が新規の指定又は届出により指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、その入所定員の減少により、当該指定短期入所生活介護事業所の利用定員が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第二百二十二条第三項の規定は、適用しない。

第十七条 第一百七十六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十九条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

第十八条 第二百九十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に

転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十九条 第七十八條及び第九十三條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則（平成二六年三月二六日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一六日条例第一六号）

改正

平成二八年 三月二二日条例第二二号

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条中介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第八十二条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定及び第九十六条に一項を加える改正規定並びに附則第八条の規定は、同年十月一日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項

に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 第四条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第二項及び第五項、第八条第二項、第二十八条第三項並びに第三十条第二項の規定

二 第五条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第五条から第三十一条までの規定

第三条 前条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第六条第二項及び第五項並びに第八条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「旧指定介護予防訪問介護事業者」という。）が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第二項	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号訪問事業
	指定介護予防訪問介護又は指定訪	指定介護予防訪問介護又は当該第

	問介護	一号訪問事業
第六条第五項	指定訪問介護事業者	第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第六条第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第八条第二項	指定訪問介護事業者	第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

2 前条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第二十七条第三項及び第二十九条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第三項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第二十八条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第二項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第二十九条第二項	基準該当訪問介護の事業	第二十七条第三項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第三	市町村の定める当該第一号訪問事

	十条第一項に規定する	業の
--	------------	----

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第一条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条第十二項の規定
- 二 旧指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項第三号及び第十項、第八十二条第四項、第二百六条第一項第三号及び第八項並びに第一百八条第四項の規定
- 三 旧介護予防サービス等基準条例第九条から第十二条まで（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十三条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十四条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十七条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十一条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十三条第一項から第四項まで（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十三条第五項及び第六項（第八十四条において準用する場合に限る。）、第二十四条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第七十六条から第九十一条まで、第二百三十条、第二百三十一条第四項並びに第二百三十四条第一項の規定

第七十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する通所介護事業者をいう。以下同じ。）	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該
-------------	--	--

		当する地域密着型通所介護（法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）
	指定通所介護の利用者	指定通所介護等の利用者
第七十七条第十項	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者等
	指定通所介護	指定通所介護等
	指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第九項までに規定する人員に関する基準	指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）
第七十九条第四項	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者等
	指定通所介護	指定通所介護等
	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護

		の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。)
--	--	---------------------------------------

第五条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項第三号及び第十項並びに第七十九条第四項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型通所介護（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型通所介護（法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業	当該第一号通所事業

	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第七十七条第十項	指定通所介護事業者等	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）	市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準
第七十九条第四項	指定通所介護事業者等	第七十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）	市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準

2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第八十八条第一項第三号及び第八項並びに第九十条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十八条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第八十八条第八項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百六条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第九十条第四項	基準該当通所介護の事業	第八十八条第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第百八十四条第二項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあ

るのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

- 2 新介護予防サービス等基準条例第百八十四条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者（以下「旧指定介護予防通所介護事業者」という。）が受託介護予防サービス事業者となる場合においては、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「平成二十六年旧介護保険法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する平成二十六年旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。））」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。））」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

（旧指定介護予防訪問介護事業者に関する特例）

第七条 旧指定介護予防訪問介護事業者が、当該事業を行う事業所（以下「旧指定介護予防訪問介護事業所」という。）に置くべきサービス提供責任者の員数は、附則第二条第二号の規定によりなお効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第六条第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している旧指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

（旧指定介護予防通所介護事業者に関する特例）

第八条 旧指定介護予防通所介護事業者が、旧介護予防サービス等基準条例第七十九条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に旧指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第九条 旧指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 旧指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 第一項の事故の損害のうち、旧指定通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

4 旧指定介護予防通所介護事業者は、前条の旧指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

附 則（平成二八年三月二二日条例第二二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日から介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間においては、第八条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第四条及び第五条第一項の規定の適用については、附則第四条の表第七十七条第十項の部指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第九項までに規定する人員に関する基準の項中「法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、同表第七十九条第四項の部指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準の項中「法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、附則第五条第一項の表第七十七条第十項の部指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）の項中「法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、同表第七十九条第四項の部指定居宅サービス

等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）の項中「法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」とする。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第一七号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「居宅サービス等基準条例」という。）第二百五条第一号の改正規定及び第二条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「介護予防サービス等基準条例」という。）第百九十七条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の居宅サービス等基準条例（以下この条において「旧居宅サービス等基準条例」という。）第七十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和三年三月二二日条例第九号抄）

改正

令和 六年 三月一八日条例第一二号

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の六（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第七十七条及び新指定介護予防サービス等基準条例第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の三第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条及び第二百二十条において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第二項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第百九条、第百三十四条（新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条において準用する場合を含む。）、第百四十五条の三、

第百五十一条、第百八十八条及び第百九十八条において準用する場合を含む。）、第百十七條の二第二項（新指定居宅サービス等基準条例第百六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第百七十四條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百八條の二第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二百十一條において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第三十九條の二の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十六條、第五十六條、第六十五條、第七十三條及び第二百七條において準用する場合を含む。）、第九十四條の六第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十四條（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百十二條の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六條、第二百九條の三、第百三十五條、第百七十二條及び第百八十五條において準用する場合を含む。）及び第百九十四條の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九條第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九條において準用する場合を含む。）及び第三十一條第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四條において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三條第二項及び第三十九條第三項、新介護老人保健施設条例第二十四條第二項及び第四十條第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四條第二項及び第四十二條第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七條の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二條、第百九條、第百十八條、第百三十四條、第百四十五條の三、第百五十一條及び第百六十四條において準用する場合を含む。）、第百四十三條第三項及び第百七十二條第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六條の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例第百十三條、第二百九條の三、第百三十五條及び第百四十四條において準用する場合を含む。）、第百二十四條第三項及び第百五十五條第三項、新介護医療院条例第二十三條第三項及び第三十九條第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八條第二項（新軽費老人ホーム条例第二十七條及び附則第八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 7 前項の規定は、新特別養護老人ホーム条例第二十八條第四項第一号イ（2）及び第四十二條第四項第一号イ（2）、新指定介護療養型医療施設条例第三十五條第二項第一号イ（2）、第三十六條第

二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)、新指定居宅サービス等基準条例第百三十七条第六項第一号イ(2)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第六項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム条例	入所定員	入居定員
第二十八条第四項第一号イ(2)及び第四十二条第四項第一号イ(2)	新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ 第三十九条第一項	新特別養護老人ホーム条例第十条第一項第四号イ 第三十一条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）
新指定介護療養型医療施設条例第三十五条第二項第一号イ(2)、第三十六条第二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ 第三十九条第一項	入院患者の定員 新指定介護療養型医療施設条例第四条第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二条第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号 第四十二条第一項
新指定居宅サービス等基準条例第百三十七条第六項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ 第三十九条第一項	利用定員 新指定居宅サービス等基準条例第百二十条第一項第三号 第百四十三条第一項
新指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第六項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ 第三十九条第一項	利用定員 新指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項第三号 第百二十四条第一項

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この

項において「居室等」という。)であって、第二条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第四項第一号イ(4)(二)及び第四十二条第四項第一号イ(4)(二)、第三条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十四条第一項第一号イ(3)(二)、第五条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第二項第一号イ(3)(二)、第六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第百三十七条第六項第一号イ(4)及び第七条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第百二十条第六項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月一八日条例第一二号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第八条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第二条 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第百二十七条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条の三及び第百五十一条において準用する場合を含む。)、第百四十条第八項、第百五十七条第六項及び第百六十九条第八項並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第百九条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条、第百二十九条の三及び第百三十五条において準用する場合を含む。)及び第百四十一条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第三条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十三条の三（新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十一条の三（新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第百三十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条、第百四十五条の三、第百五十一条、第百六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第百八十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第百十二条の三（新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条、第百二十九条の三、第百三十五条、第百四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。）及び第百七十二条において準用する場合を含む。）及び第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十条の三（新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。